

滑川市建設工事入札参加者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、滑川市の建設工事及び建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査並びに補償関係コンサルタント（以下「工事等」という。）の請負に関し指名競争入札の場合における入札参加者又は随意契約の場合における見積者（以下「参加者」という。）の指名方法等を定め、もつて契約事務の公正を期することを目的とする。

(指名委員会の設置)

第2条 入札参加者を指名するため、指名委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 工事等にかかる業者の指名内申に関すること。

(2) 特命内申に関すること。

(組織)

第4条 委員会の構成は、次の各号に掲げる者をもつて組織する。

(1) 委員長 副市長

(2) 委員 総務部長、産業民生部長、建設部長、財政課長及び当該工事の施行を担当する課（局）長

(3) 書記 財政課員

2 委員長は、委員会を統括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、毎月2回委員長が招集する。ただし、委員会に付すべき事案のないときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず委員長が必要と認めたときは、いつでも招集することができる。

3 委員会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 急施を要する事項について委員会を開くいとまがないときは、委員長が認めたものについて持回り回議により委員会の審議に代えることができる。

6 委員会は、工事等の概要その他必要事項を説明するため、事業を所管する所属長又は代理者の出席を求めることができる。

(指名業者の選定基準)

第6条 指名競争入札等参加者を指名しようとするときは、建設工事の指名競争入札に参

加する者に必要な資格（昭和52年滑川市告示第39号）第1に規定する建設工事指名競争入札参加資格者名簿の中から第7条の発注基準により、工事予定金額に対応する等級に格付された業者を選定して指名することを原則とする。ただし、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合において、基準等級の直近上位又は下位（1号及び2号については下位）の等級にある者を指名することができる。

- (1) 当該工事等に関連した工事等又は継続工事等で、その業者を指名することが適當なとき。
 - (2) 施行中の工事等に隣接した場所の工事等で、現に施工中の業者を指名することが有利又は適當なとき。
 - (3) 当該工事等場所の地域に基準等級に属する業者が少ない場合で、工事等場所に接近して主たる営業所を有する業者を指名することが妥当なとき。
- 2 業者の少ない業種若しくは特殊の技術を要する工事等又は特に緊急を要する工事等で特別の事由があるときは、前項の規定によらないことができる。
- 3 前各項の規定により、指名競争入札等参加者を指名するに当たっては、手持工事の契約件数、契約高及び工事等の進捗状況について特に留意するほか、次の各号に掲げる事項をあわせて考慮するものとする。
- (1) 不誠実な行為の有無、その他信用状況
 - (2) 工事等成績
 - (3) 技術者及び保有機械器具の状況
 - (4) 当該工事等に対する地理的条件
 - (5) 労働福祉の状況
- 4 過去1か年において、滑川市優良土木建築工事の表彰を受けた業者の指名参加の機会については、特に考慮するよう努めるものとする。

（発注基準）

第7条 工事発注基準は、別記第1のとおりとする。

（指名停止基準）

第8条 工事等の指名停止基準は、別記第2のとおりとする。

（秘密の保持）

第9条 委員会の議事は、公開しない。

2 何人も、議事内容を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、財政課で処理する。

（細則）

第11条 この要領で定めるもののほか、必要な事項については委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成6年4月1日から施行し、4月15日から適用する。

2 滑川市建設工事入札参加者選定要領（昭和49年）は廃止する。

附 則

この告示は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。